

県たばこ税

この税は、みなさんがたばこを購入するときその代金の中に含まれているものです。

納める人

たばこ製造者、特定販売業者（輸入業者）および卸売販売業者です。

納める額

一般品が 1,000 本当たり 860 円、旧3級品が 1,000 本当たり 656 円です。（平成 30 年 4 月 1 日現在）
（一般品は下記の表のとおり税率が引き上げられます。）

（旧3級品は平成 31 年 10 月 1 日より 1,000 本当たり 930 円に引き上げられます。）

※旧3級品とは、専売納付制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいいます。

（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄）

（税率：円／1,000 本）

一般品の 税率引上げ時期等	合 計	道府県 たばこ税		国 たばこ税 ※たばこ特別税含む
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
現 行	6,122	860	5,262	6,122
平成30年10月1日	6,622	930	5,692	6,622
平成32年10月1日	7,122	1,000	6,122	7,122
平成33年10月1日	7,622	1,070	6,552	7,622

手持品課税

税率の引上げ日の0時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者および卸売販売業者）の方が店舗等で一定数以上*のたばこを販売のために所持している場合に、その所持するたばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

※「一般品」：20,000 本以上 「旧3級品」：5,000 本以上

加熱式たばこに対する新課税方式

従来、加熱式たばこ 1g を紙巻たばこ 1 本に換算していましたが、「価格」と「重量」を加味した換算方法を導入します。

導入は平成 30 年 10 月 1 日からで、5 年間かけて段階的に移行します。

